

平成27年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議 案 第 6 2 号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市税条例等の一部改正)	1
議 案 第 6 3 号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市国民健康保険税条例の一部改正)	20
議 案 第 6 4 号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市介護保険条例の一部改正)	24
議 案 第 6 5 号	専決処分の承認を求めることについて(和解)	27
議 案 第 6 6 号	平成27年度三豊市一般会計補正予算(第1号)	29
議 案 第 6 7 号	平成27年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	30
議 案 第 6 8 号	三豊市地域子育て支援センター条例の制定について	31
議 案 第 6 9 号	三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	34
議 案 第 7 0 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(三豊市)	36
議 案 第 7 1 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(辻財産区)	37
議 案 第 7 2 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(河内財産区)	38
議 案 第 7 3 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(財田大野財産区)	39
議 案 第 7 4 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(神田財産区)	40
議 案 第 7 5 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(大見財産区)	41
議 案 第 7 6 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(下高瀬財産区)	42
議 案 第 7 7 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(桑山財産区)	43
議 案 第 7 8 号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について(比地大財産区)	44

議 案 第 7 9 号	動産の買入れについて	45
議 案 第 8 0 号	工事請負契約の締結について(平成27年度三豊市立山本地区新設 統合小学校(仮称)プール・付帯施設棟及び外構工事)	47
議 案 第 8 1 号	工事請負契約の締結について(三豊市立三野津中学校特別校舎棟ほ か改築(建築)工事)	48
議 案 第 8 2 号	指定管理者の指定について(三豊市父母ヶ浜海水浴場施設)	49
議 案 第 8 3 号	指定管理者の指定について(三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ 場)	50

議案第 6 2 号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市税条例等の一部改正）

三豊市税条例等の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成27年3月31日

三豊市長 横山 忠始

三豊市税条例等の一部を改正する条例

(三豊市税条例の一部改正)

第1条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第33条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号

を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告

特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

9 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成23年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度

から平成２９年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

附則第１６条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第１６条 法附則第３０条第１項第１号及び第２号に規定する３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第３項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成２８年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第８２条第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に規定する３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成２８年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第８２条第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に規定する３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に初回車

両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

第 1 6 条の 2 削除

(三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年三豊市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中三豊市税条例附則第 1 6 条の改正規定を次のように改める。

附則第 1 6 条第 3 項中「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 3 0 条第 2 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 3 0 条第 1 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 8 2 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円

	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第 1 条第 2 号中「第 8 2 条の改正規定」を「第 8 2 条第 2 号アの改正規定（「3, 6 0 0 円」に係る部分を除く。）」に、「附則第 4 条」を「附則第 4 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 2 条第 1 項及び」の次に「第 8 2 条第 1 号の改正規定、同条第 2 号アの改正規定（「3, 6 0 0 円」に係る部分に限る。）、同号イの改正規定並びに同条第 3 号の改正規定並びに」を加え、「附則第 5 条」を「附則第 4 条第 2 項、第 5 条」に改める。

附則第 4 条中「第 8 2 条」を「第 8 2 条第 2 号ア（「3, 6 0 0 円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 新条例第 8 2 条第 1 号、第 2 号ア（「3, 6 0 0 円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第 3 号の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 7 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第 6 条の表中「附則第 1 6 条」を「附則第 1 6 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条中三豊市税条例等の一部を改正する条例附則第 1 条第 2 号及び第 3 号並びに第 4 条の改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条中三豊市税条例第 3 3 条第 2 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項の改正規定並びに附則第 3 条第 2 項の規定 平成 2 8 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中三豊市税条例第 2 3 条第 2 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 1 6 条の 2 の改正規定並びに次条第 7 項及び第 5 条の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中三豊市税条例第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 3 6 条の 2 第 9 項、第 5 1 条第 2 項各号、第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号、第 6 3 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 7 1 条第 2 項第 1 号、第 7 4 条第 1 項第 1 号、第 7 4 条の 2 第 1 項第 1 号、第 8 9 条第 2 項第 2 号、第 9 0 条第 2 項第 1 号、第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 1 4 9 条第 1 号の改正規定並びに附則第 1 0 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第

7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の改正規定並びに次条第 3 項及び第 8 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 6 条及び第 7 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 33 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 51 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例附則第 9 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第 9 条第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

5 新条例附則第 9 条の 2 の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第 23 条第 2 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第 36 条の 2 第 9 項の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 36 条の 2 第 9 項の規定による申告について適用し、同日前行われるこの条例による改正前の三豊市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 9 項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第

89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
---------	----------	--

第 9 8 条第 2 項	第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方 税法施行規則第 4 8 号の 6 様式
第 9 8 条第 3 項	第 3 4 号の 2 の 6 様式	平成 2 7 年改正前の地方 税法施行規則第 4 8 号の 9 様式
第 9 8 条第 4 項	第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方 税法施行規則第 4 8 号の 5 様式又は第 4 8 号の 6 様式

- 4 平成 2 8 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 9 2 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 5 2 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，000 本につき 4 3 0 円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成 2 7 年改正法附則第 2 0 条第 4 項に規定する申告書を平成 2 8 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 2 8 年 9 月 3 0 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」

という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成27年三豊市条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。） 附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項

第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 2 7 年改正条例附則 第 6 条第 6 項
----------------	---------------------	------------------------------

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 9 9 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 9 8 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 2 9 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

1 0 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
-------	----	-------

	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

11 平成 30 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である

場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 6 4 5 円とする。

1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 1 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 0 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 1 1 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 1 9 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 9 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 9 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 9 8 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 9 8 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 0 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 2 項において準用する同条第 5 項

第 7 項の表第 1 0 1 条 第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 2 項にお いて準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 1 項

1 3 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，0 0 0 本につき 1，2 6 2 円とする。

1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 3 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 1 年 4 月 3 0 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 1 年 9 月 3 0 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 1 3 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 1 9 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 9 条第	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 4 項にお

2号の項		いて準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第149条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による報告については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

専決処分の承認を求めることについて(三豊市国民健康保険税条例の一部改正)

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成27年3月31日

三豊市長 横山 忠始

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成 18 年三豊市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改め、第 3 項ただし書中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「1 4 万円」を「1 6 万円」に改める。

第 2 3 条中「5 1 万円」を「5 2 万円」に、「1 6 万円」を「1 7 万円」に、「1 4 万円」を「1 6 万円」に改め、同条第 2 号中「2 4 万 5, 0 0 0 円」を「2 6 万円」に改め、同条第 3 号中「4 5 万円」を「4 7 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

第 2 条 改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成 25 年三豊市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条を次のように改める。

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 公布の日

ア 三豊市国民健康保険税条例附則第 1 0 項の改正規定(「、第 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号」と」を削る部分に限る。)

イ 三豊市国民健康保険税条例附則第 1 1 項の改正規定

ウ 三豊市国民健康保険税条例附則第 1 3 項の改正規定(「、第 3 条中「及び山

林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号」と」を削る部分に限る。）

エ 三豊市国民健康保険税条例附則第 1 7 項の改正規定(「、第 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号」と」を削る部分に限る。)

オ 三豊市国民健康保険税条例附則第 1 9 項の改正規定(「、第 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号」と」を削る部分に限る。)

カ 次条第 1 項の規定

(2) 附則第 2 1 項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。) 平成 2 8 年 1 月 1 日

附則第 2 条中「前条第 1 号から第 5 号」を「前条第 1 号アからオ」に改める。

議案第 6 4 号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市介護保険条例の一部改正）

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例（別紙）

平成27年4月10日

三豊市長 横山 忠始

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例（平成 18 年三豊市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2 万 9, 1 0 0 円とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の三豊市介護保険条例第 2 条第 2 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

議案第 6 5 号

専決処分の承認を求めることについて（和解）

臨時福祉給付金の誤支給事件に関し和解することにつき、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる事件に関し和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成27年3月31日

三豊市長 横山 忠始

1 事件の名称

臨時福祉給付金の誤支給事件

2 事件の概要

市と株式会社富士通四国インフォテックが締結した臨時福祉給付金システム委託契約により納品された臨時福祉給付金支給システムにおいて、臨時福祉給付金の支給対象を判定する住民税の扶養者情報に不備があった。

3 和解の相手方

住 所 香川県高松市番町一丁目10番地2

氏 名 株式会社富士通四国インフォテック

代表取締役 森 満裕

4 和解の内容

- (1) 株式会社富士通四国インフォテックは、市に与えた損害に対する責任を認め、損害賠償金601,387円を支払うものとする。
- (2) 本事件に関する紛争は解決したものとし、以後双方とも裁判上又は裁判外において一切請求を行わない。

議案第 66 号

平成 27 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 6 月 11 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 67 号

平成 27 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 6 月 11 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 6 8 号

三豊市地域子育て支援センター条例の制定について

三豊市地域子育て支援センター条例を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市地域子育て支援センター条例

(設置)

第1条 安心して子育て・子育てができる環境を整備することにより、子育て中の保護者の孤独感及び負担感を緩和するとともに地域の子育て機能の充実を図るため、子育て支援の拠点として三豊市地域子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
三豊市高瀬地域子育て支援センター	三豊市高瀬町上高瀬2024番地2
三豊市豊中地域子育て支援センター	三豊市豊中町笠田笠岡2536番地1
三豊市仁尾地域子育て支援センター	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1

(事業内容)

第3条 子育て支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進に関すること。
- (2) 子育て等に関する相談及び援助に関すること。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供及び収集に関すること。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用対象者)

第4条 子育て支援センターを使用できるもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に居住する乳児又は幼児及びその保護者
- (2) 子育て支援の活動をしているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(使用料)

第5条 子育て支援センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第6条 使用者は、子育て支援センターの施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第7条 市長は、子育て支援センターの管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に子育て支援センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に子育て支援センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条に掲げる事業に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第3条及び第4条の規定の適用については、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て支援センターに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

（高瀬地域子育て支援センター設置条例の廃止）

2 高瀬地域子育て支援センター設置条例（平成17年高瀬町条例第16号）は、廃止する。

（三豊市保育所条例の一部改正）

3 三豊市保育所条例（平成18年三豊市条例第112号）の一部を次のように改正する。
別表三豊市立高瀬東部保育所の項を削る。

議案第 6 9 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

議案第 70 号

香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について（三豊市）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 11 日提出

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合同約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合同約の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 7 1 号

香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（辻財産区）

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

辻財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合規約の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 72 号

香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について（河内財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 11 日提出

河内財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合理約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合理約の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 73 号

香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について（財田大野財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 11 日提出

財田大野財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合理約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合理約の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 7 4 号

香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（神田財産区）

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

神田財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合規約の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 75 号

香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（大見財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 11 日提出

大見財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合規約の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 76 号

香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（下高瀬財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 11 日提出

下高瀬財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合規約の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 77 号

香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（桑山財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 11 日提出

桑山財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合規約の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 78 号

香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（比地大財産区）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 11 日提出

比地大財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成 16 年香川県知事許可 16 自振第 18114 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改め、同表の 8 の項中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

別表第 3 中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合規約の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 7 9 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れることについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 買 入 物 件 | 三豊市情報システム機器（別紙のとおり） |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 買 入 価 格 | 7 0 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県観音寺市柞田町丁 9 3 番地 3 4
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 水野 智文 |

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

(議案第 7 9 号関係)

三豊市情報システム機器一覧

動産の種類	数量
仮想サーバ、バックアップサーバ等	1 0
各種サーバストレージ	3
ノートパソコン	1 6
住民基本台帳ネットワーク統合端末	1
タブレット端末	1 4
カラー複合機	9
その他セキュリティ等関連機器	一式

議案第 80 号

工事請負契約の締結について（平成 27 年度三豊市立山本地区新設統合小学校
（仮称）プール・付帯施設棟及び外構工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 平成 27 年度三豊市立山本地区新設統合小学校（仮称）プール・付帯施設棟及び外構工事 |
| 2 | 工事の場所 | 三豊市山本町地内 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 315,144,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市仁尾町仁尾辛 15 番地 1
株式会社菅組
代表取締役社長 菅 徹夫 |

平成 27 年 6 月 11 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 8 1 号

工事請負契約の締結について（三豊市立三野津中学校特別校舎棟ほか改築（建築）工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 三豊市立三野津中学校特別校舎棟ほか改築（建築）工事 |
| 2 | 工事の場所 | 三豊市三野町地内 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 3 6 , 3 0 4 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市仁尾町仁尾辛 1 5 番地 1
株式会社菅組
代表取締役社長 菅 徹夫 |

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 8 2 号

指定管理者の指定について（三豊市父母ヶ浜海水浴場施設）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市父母ヶ浜海水浴場施設
- (2) 位 置 香川県三豊市仁尾町仁尾乙 2 0 3 番地 3

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1 1 9 1 番地 1
- (2) 名 称 株式会社城中建設
- (3) 代表者 取締役 城中 春樹

3 指定の期間

平成 2 7 年 7 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 83 号

指定管理者の指定について（三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場）

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場
- (2) 位 置 香川県三豊市仁尾町仁尾丁 1 3 2 3 番地 4 他

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 2 7
- (2) 名 称 三豊市観光協会
- (3) 代表者 会長 真鍋 雅彦

3 指定の期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 6 月 11 日提出

三豊市長 横山 忠始

平成27年第2回三豊市議会定例会
提出議案（条例、規約関係）
新旧対照表

	ページ番号
・ 議案第62号関係 （三豊市税条例等の一部改正について）	52
・ 議案第63号関係 （三豊市国民健康保険税条例の一部改正について）	68
・ 議案第64号関係 （三豊市介護保険条例の一部改正について）	70
・ 議案第68号関係 （三豊市地域子育て支援センター条例の制定について）	71
・ 議案第69号関係 （三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）	72
・ 議案第70号～議案第78号関係 （香川各市町総合事務組合理約の一部変更について（三豊市・8財産区））	74

【議案第62号関係】

三豊市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正

改正後 (案)	現 行																								
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名 <u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)) (法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)</u>並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名 <u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)</u>並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 (市民税の納税義務者等)	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名 <u>又は名称</u>並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名 <u>又は名称</u>並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 (市民税の納税義務者等)																								
第23条 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(<u>法第292条第1項第14号</u>に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。 3 略 (均等割の税率) 第31条 略 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	第23条 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(<u>法人税法第2条第12号の18</u>に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。 3 略 (均等割の税率) 第31条 略 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人</td><td>年額 50,000</td></tr> <tr> <td>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法人税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</td><td>円</td></tr> <tr> <td>イ 人格のない社団等</td><td></td></tr> <tr> <td>ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))</td><td></td></tr> <tr> <td>エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定</td><td></td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人	年額 50,000	ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法人税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	円	イ 人格のない社団等		ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))		エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定		<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人</td><td>年額 50,000</td></tr> <tr> <td>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法人税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</td><td>円</td></tr> <tr> <td>イ 人格のない社団等</td><td></td></tr> <tr> <td>ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))</td><td></td></tr> <tr> <td>エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定</td><td></td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人	年額 50,000	ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法人税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	円	イ 人格のない社団等		ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))		エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定	
法人の区分	税率																								
(1) 次に掲げる法人	年額 50,000																								
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法人税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	円																								
イ 人格のない社団等																									
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))																									
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定																									
法人の区分	税率																								
(1) 次に掲げる法人	年額 50,000																								
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法人税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	円																								
イ 人格のない社団等																									
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))																									
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定																									

する相互会の以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。))で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(棒給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給をうけることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。))が50人以下のもの	する相互会の以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(<u>法人税法第2条第16号</u>に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(棒給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給をうけることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。))が50人以下のもの
略	略
3 略 4 <u>資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</u> (所得割の課税標準) 第33条 略 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u> 3～6 略 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 略 2～3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申	3 略 (所得割の課税標準) 第33条 略 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。 3～6 略 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 略 2～3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第4項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申

告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～5 略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。))がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～5 略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。))がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

(2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする事由

3 略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(1) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

(2) 減免を受けようとする事由

3 略

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 略

3・4 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が申請書を提出する必要があると特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) 略

3 略

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けよ

(2)～(5) 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(6) 略

3・4 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が申請書を提出する必要があると特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(5) 略

3 略

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けよ

うとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 略

2 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(6) 略

3 略

(障害者に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提

うとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 略

2 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

(3)～(6) 略

3 略

(障害者に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提

出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が障害者と生計を一にする者である場合には、当該障害者との関係

(2)～(6) 略

3～5 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基

出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が障害者と生計を一にする者である場合には、当該障害者との関係

(2)～(6) 略

3～5 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 略

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基

準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書

準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

第9条 削除

の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～4 略

5 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）・（3） 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）～（4） 略

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）・（3） 略

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～4 略

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所及び氏名又は名称

（2）・（3） 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所及び氏名又は名称

（2）～（4） 略

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所及び氏名又は名称

（2）・（3） 略

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢

者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(7) 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 略

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該

者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 略

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(7) 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) 略

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該

耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 略

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固

耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) 略

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成23年度類似適用土地であつて、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を

超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
略	

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるもの)に限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
略	

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

第16条 削除

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回
車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽
自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第16条の2 削除

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

【第2条関係】 三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成26年三豊市条例第18号) 一部改正

改正後（案）	現 行																				
第1条 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の一部を次のように改正する。 （中略） <u>附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</u> <u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u> <u>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において</u> <u>「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	第1条 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の一部を次のように改正する。 （中略） <u>附則第16条を次のように改める。</u> <u>(軽自動車税の税率の特例)</u> <u>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u> <u>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																				
<table><tr><td rowspan="4">第82条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr></table>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	<table><tr><td rowspan="4">第82条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr></table>			第82条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円
第82条第2号ア		3,900円	4,600円																		
		6,900円	8,200円																		
		10,800円	12,900円																		
	3,800円	4,500円																			
第82条第2号ア	3,900円	4,600円																			
	6,900円	8,200円																			
	10,800円	12,900円																			
	3,800円	4,500円																			

5,000円			6,000円		
(後略)			(後略)		
附 則			附 則		
(施行期日)			(施行期日)		
第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		
(1) 略			(1) 略		
(2) 第1条中三豊市税条例第82条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)並びに附則第4条第1項及び第6条(第1条の規定による改正後の三豊市税条例(以下「新条例」という。))附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日			(2) 第1条中三豊市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の三豊市税条例(以下「新条例」という。))附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日		
(3) 第1条中三豊市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分に限る。)並びに同号イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第4条第2項、第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日			(3) 第1条中三豊市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日		
(4)・(5) 略			(4)・(5) 略		
(軽自動車税に関する経過措置)			(軽自動車税に関する経過措置)		
第4条 新条例第82条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。			第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。		
2 新条例第82条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。					
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成26年三豊市条例第18号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成26年三豊市条例第18号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円

	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

【議案第63号関係】

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(課税額) 第2条 略 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が52万円を超える場合には、基礎課税額は、52万円とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、17万円とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略	(課税額) 第2条 略 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合には、基礎課税額は、51万円とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、16万円とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合には、介護納付金課税額は、14万円とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略

【附則第3条関係】 三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年三豊市条例第37号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(施行期日)	(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 公布の日

ア 三豊市国民健康保険税条例附則第10項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

イ 三豊市国民健康保険税条例附則第11項の改正規定

ウ 三豊市国民健康保険税条例附則第13項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

エ 三豊市国民健康保険税条例附則第17項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

オ 三豊市国民健康保険税条例附則第19項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

カ 次条第1項の規定

(2) 附則第21項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）
平成28年1月1日

（適用区分）

第2条 この条例(前条第1号アからオまでに掲げる改正規定に限る。)による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 この条例(前条第1号アからオまでに掲げる改正規定を除く。)による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1) 三豊市国民健康保険税条例附則第10項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

(2) 三豊市国民健康保険税条例附則第11項の改正規定

(3) 三豊市国民健康保険税条例附則第13項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

(4) 三豊市国民健康保険税条例附則第17項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

(5) 三豊市国民健康保険税条例附則第19項の改正規定（「、第3条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」を削る部分に限る。）

(6) 次条第1項の規定

（適用区分）

第2条 この条例(前条第1号から第5号までに掲げる改正規定に限る。)による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 この条例(前条第1号から第5号までに掲げる改正規定を除く。)による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【議案第64号関係】

三豊市介護保険条例(平成18年三豊市条例第137号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(保険料率) 第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 32,400円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 48,600円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 48,600円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 58,300円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 64,800円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 77,700円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 84,200円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 97,200円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 110,100円 <u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万9,100円とする。</u>	(保険料率) 第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 32,400円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 48,600円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 48,600円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 58,300円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 64,800円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 77,700円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 84,200円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 97,200円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 110,100円

【議案第68号関係】

三豊市地域子育て支援センター条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市立高瀬中央保育所	三豊市高瀬町新名797番地1	三豊市立高瀬中央保育所	三豊市高瀬町新名797番地1
三豊市立高瀬南部保育所	三豊市高瀬町下麻653番地2	三豊市立高瀬南部保育所	三豊市高瀬町下麻653番地2
		三豊市立高瀬東部保育所	三豊市高瀬町上高瀬2024番地2
三豊市立山本保育所	三豊市山本町財田西525番地1	三豊市立山本保育所	三豊市山本町財田西525番地1
三豊市立三野保育所	三豊市三野町大見甲3864番地1	三豊市立三野保育所	三豊市三野町大見甲3864番地1
三豊市立豊中保育所	三豊市豊中町本山甲2256番地1	三豊市立豊中保育所	三豊市豊中町本山甲2256番地1
三豊市立松崎保育所	三豊市詫間町松崎2780番地445	三豊市立松崎保育所	三豊市詫間町松崎2780番地445
三豊市立詫間保育所	三豊市詫間町詫間2024番地2	三豊市立詫間保育所	三豊市詫間町詫間2024番地2
三豊市立須田保育所	三豊市詫間町詫間5798番地	三豊市立須田保育所	三豊市詫間町詫間5798番地
三豊市立仁尾保育所	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1	三豊市立仁尾保育所	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1
三豊市立財田保育所	三豊市財田町財田上1417番地	三豊市立財田保育所	三豊市財田町財田上1417番地

【議案第69号関係】

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第22号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人 (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人 (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託	(職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人 (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人 (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託

医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人 (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人 (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人 (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人 (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (5) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
---	---

【議案第70号～議案第78号関係】

香川縣市町総合事務組合規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）一部変更 新旧対照表(抄)

変更後（案）	現 行								
別表第1	別表第1								
善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ヶ市町 （十郷地区）山林組合 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院 三豊市 企業団 三観衛生組合 香川県 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川 広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政 事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 <u>小豆島中央病院企業団</u> 香川 県市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部 財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区 財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財 産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区	善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ヶ市町 （十郷地区）山林組合 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院 三豊市 企業団 三観衛生組合 香川県 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川 広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政 事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 <u>小豆医療組合</u> 香川県市町 総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財 産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財 産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産 区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産 区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財 産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高 瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区								
別表第2	別表第2								
<table><tr><th>共同処理 する事務</th><th>構成団体</th></tr><tr><td>1 構成 団体の 職員の 退職手 当の支 給に関 する事 務</td><td>さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小 豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三豊総合病 院企業団 三観衛生組合 香川県 三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲 多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観 広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設 組合 <u>三木・長尾葬斎組合</u> <u>小豆島中央病院 企業団</u> 香川県市町総合事務組合</td></tr></table>	共同処理 する事務	構成団体	1 構成 団体の 職員の 退職手 当の支 給に関 する事 務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小 豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三豊総合病 院企業団 三観衛生組合 香川県 三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲 多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観 広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設 組合 <u>三木・長尾葬斎組合</u> <u>小豆島中央病院 企業団</u> 香川県市町総合事務組合	<table><tr><th>共同処理 する事務</th><th>構成団体</th></tr><tr><td>1 構成 団体の 職員の 退職手 当の支 給に関 する事 務</td><td>さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小 豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三豊総合病 院企業団 三観衛生組合 香川県 三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲 多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観 広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設 組合 <u>三木・長尾葬斎組合</u> 香川県市町総合 事務組合</td></tr></table>	共同処理 する事務	構成団体	1 構成 団体の 職員の 退職手 当の支 給に関 する事 務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小 豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三豊総合病 院企業団 三観衛生組合 香川県 三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲 多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観 広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設 組合 <u>三木・長尾葬斎組合</u> 香川県市町総合 事務組合
共同処理 する事務	構成団体								
1 構成 団体の 職員の 退職手 当の支 給に関 する事 務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小 豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三豊総合病 院企業団 三観衛生組合 香川県 三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲 多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観 広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設 組合 <u>三木・長尾葬斎組合</u> <u>小豆島中央病院 企業団</u> 香川県市町総合事務組合								
共同処理 する事務	構成団体								
1 構成 団体の 職員の 退職手 当の支 給に関 する事 務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小 豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三豊総合病 院企業団 三観衛生組合 香川県 三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲 多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観 広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設 組合 <u>三木・長尾葬斎組合</u> 香川県市町総合 事務組合								

		略			
8 地方 公務員 災害補償 法 (昭和 42年法 律第121 号) 第 69条及 び第70 条の規 定に基 づく議 会の議 員その 他非常 勤の職 員に係 る公務 災害又 は通勤 による 災害補 償に関 する事 務		さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町 外二ヶ市町(十郷地区) 山林組合 まんのう町外三ヶ市町(七箇地区) 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院企業団 三観衛生組組合 香川県三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 <u>小豆島中央病院企業団</u> 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区			
略					

別表第3

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
略		
6	1人	土庄町 伝法川防災溜池事業組合 小豆地区広域行政事務組合 <u>小豆島中央病院企業団</u> 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区
略		

		略			
8 地方 公務員 災害補償 法 (昭和 42年法 律第121 号) 第 69条及 び第70 条の規 定に基 づく議 会の議 員その 他非常 勤の職 員に係 る公務 災害又 は通勤 による 災害補 償に関 する事 務		さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町 外二ヶ市町(十郷地区) 山林組合 まんのう町外三ヶ市町(七箇地区) 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院企業団 三観衛生組組合 香川県三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 <u>小豆医療組合</u> 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区			
略					

別表第3

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
略		
6	1人	土庄町 伝法川防災溜池事業組合 小豆地区広域行政事務組合 <u>小豆医療組合</u> 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区
略		